

イ千から分かる！「普天間・辺野古」

憲法と辺野古基地問題

とき

4月21日（日）午前10時～

ところ

東住吉会館

（大阪市東住吉区東田辺 2-11-28）

お話

西 晃弁護士

大阪憲法会議 副幹事長
大阪平和委員会 会長

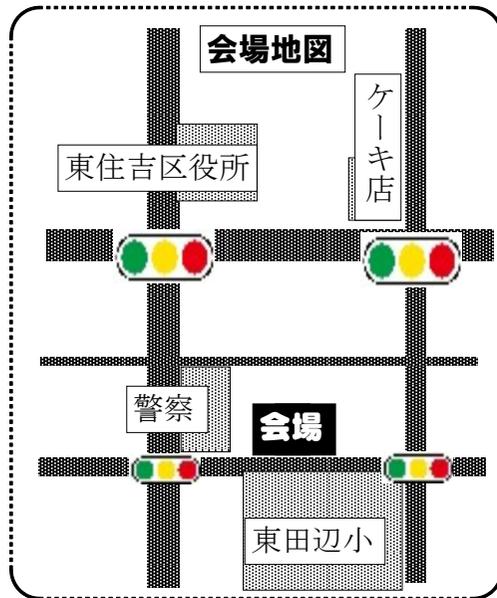


「国の命令に自治体は従え」
最高裁不当判決

沖縄県の「国の辺野古基地建設計画不承認」決定に対し、政府は行政不服審査法を悪用し、沖縄防衛局が私人に成りすまして同じ政府内の国土交通大臣に申請し、県の決定を取り消させるという茶番劇を演じました。

最高裁はこの茶番を2023年12月20日追認辺野古への米軍新基地建設をめぐり、県の設計変更不承認の決定を無効にする不当判決を下しました。

憲法の基本精神・地方自治法からみとも不可思議な判決です、
みんなで学び合いたいと思います。



東住吉「憲法」連絡センター

連絡先 東住吉区駒川3-28-7 東住吉住宅内東住吉平和委員会 電話6628-6090